



Colors, Future!  
いろいろって、未来。

川崎市

令和7年2月28日開催  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
(看護)小規模多機能型居宅介護  
運用セミナー

# 地域密着型サービスの整備状況等について

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課

# 説明内容について

- 1 地域密着型サービスの必要性について
- 2 川崎市の整備状況
- 3 地域密着型サービスの推進に向けた取り組みについて
- 4 その他関連情報



Colors, Future!

いろいろって、未来。

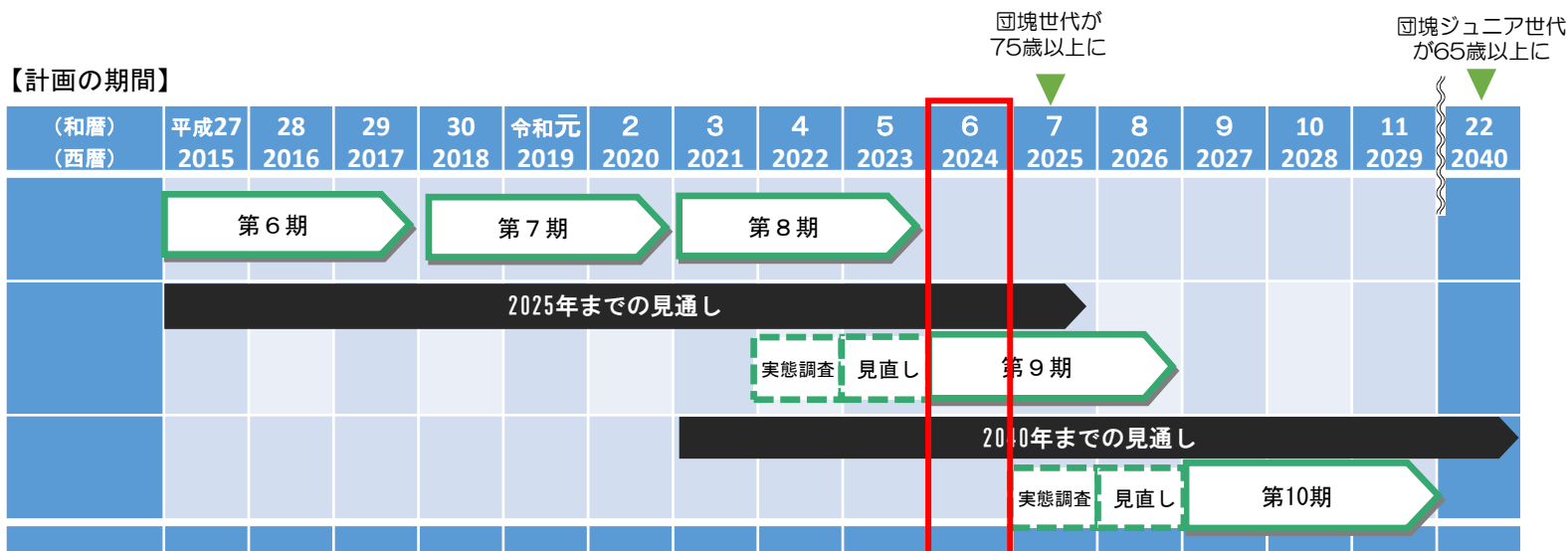
川崎市

# 1 地域密着型サービスの必要性

## 川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定する3か年の計画となります。「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づき高齢者施策に関する全般を定め、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき介護保険給付サービスの見込量や保険料等を定めています。

本市では、「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、親しみを持って、幅広く知っていただくため、この計画の名称を「かわさきいきいき長寿プラン」としています。



### 2040年

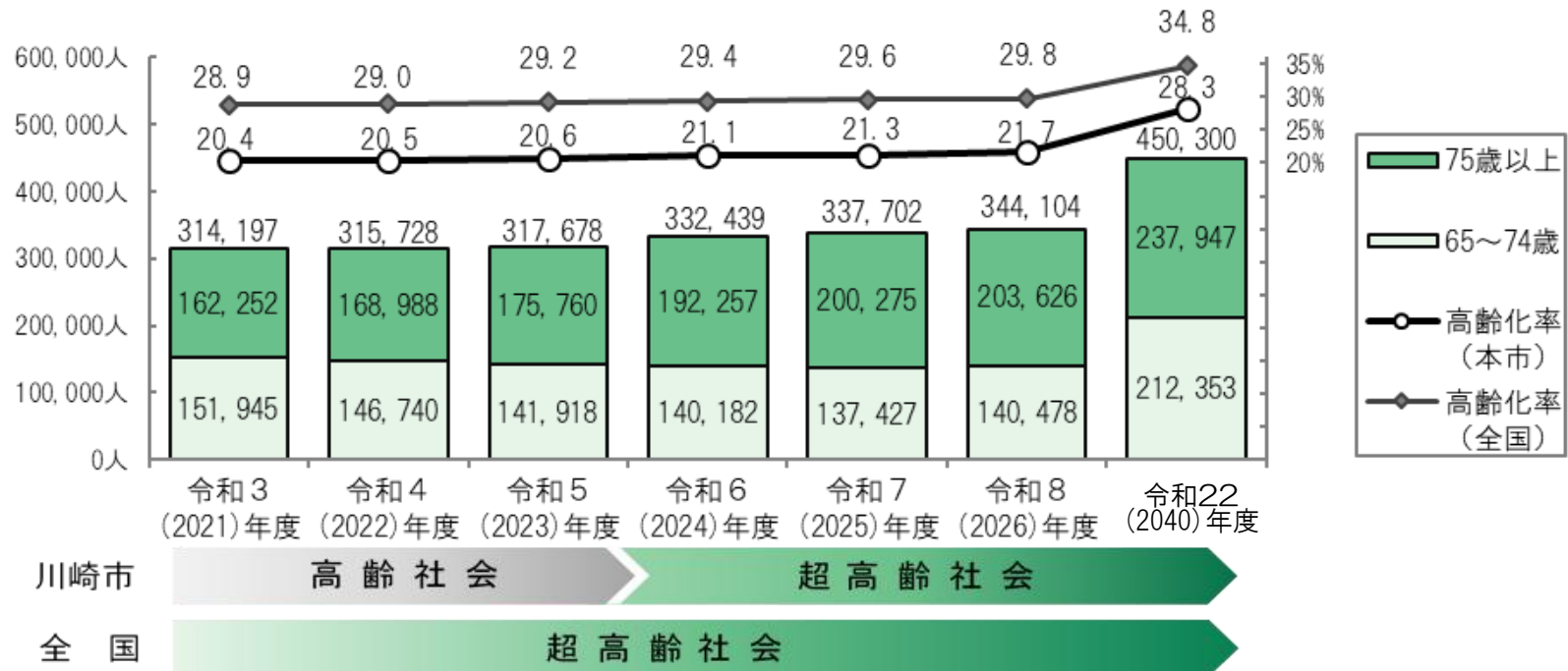
令和22(2040)年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

# 本市の高齢者人口の推移

(令和6～8年度 第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画資料より)

本市の高齢者人口は年々増加を続け、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会の到来が予想されます。

令和3(2021)年度には後期高齢者の数が前期高齢者の数を1万人以上上回っており、後期高齢者数は、第9期計画の最終年度の令和8(2026)年度中に約20万人、令和22(2040)年度には高齢化率が28%を超える推計となっています。



# 本市の要介護・要支援認定者の状況

(令和6～8年度 第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画資料より)

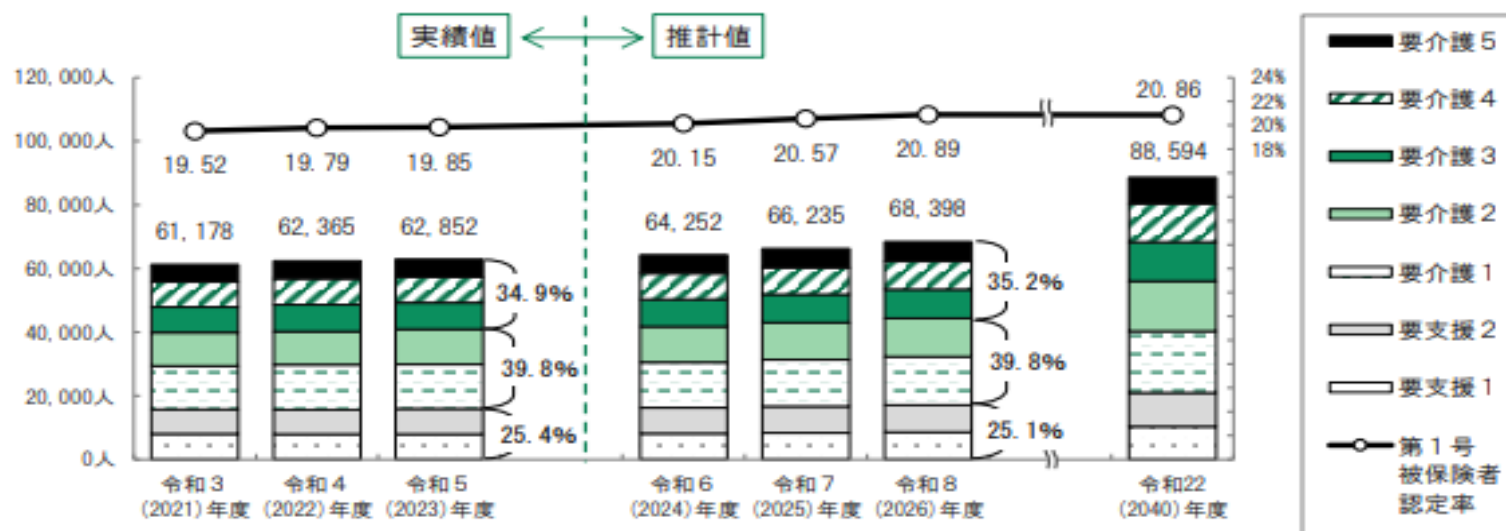
【本市の要介護・要支援認定者数の推移】

各年10月1日、単位：人

	第8期計画期間			第9期計画期間			令和22 (2040)年度
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
要支援1	8,036	7,969	7,957	8,107	8,323	8,550	10,361
要支援2	7,754	7,707	7,980	8,134	8,355	8,596	10,607
要介護1	13,623	14,086	13,966	14,272	14,704	15,174	19,387
要介護2	10,446	10,475	11,041	11,290	11,642	12,029	15,707
要介護3	8,052	8,369	8,295	8,501	8,789	9,105	12,249
要介護4	7,868	8,261	8,003	8,208	8,494	8,808	12,034
要介護5	5,399	5,498	5,610	5,740	5,928	6,136	8,249
第2号被保険者 (再掲)	1,517	1,616	1,586	1,590	1,604	1,595	1,417
<b>合計</b>	<b>61,178</b>	<b>62,365</b>	<b>62,852</b>	<b>64,252</b>	<b>66,235</b>	<b>68,398</b>	<b>88,594</b>

※要介護・要支援認定者数には、40歳以上64歳以下の医療保険加入の方（第2号被保険者）を含みます。

※令和6年度以降は、本市健康福祉局の自然体推計です。



# 地域密着型サービスの整備計画(第9期計画)

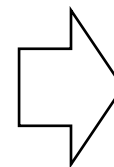
## ○整備の方向性

- ・高齢者人口の増に伴う要介護高齢者の増加
- ・多くの高齢者が在宅生活を望まれている

### 地域居住の実現に向け、地域密着型サービスの整備を推進

【小規模多機能型居宅介護の実績・計画】(累計)

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
47 か所	47 か所	47 か所	50 か所	53 か所	57 か所



令和6年度から8年度の3か年で  
10か所を計画

【看護小規模多機能型居宅介護の実績・計画】(累計)

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
17 か所	20 か所	21 か所	24 か所	27 か所	30 か所



令和6年度から8年度の3か年で  
9か所を計画

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績・計画】(累計)

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
24 か所	26 か所	29 か所	32 か所	34 か所	36 か所



令和6年度から8年度の3か年で  
7か所を計画

#### 【計画数の算定の考え方】

将来的な要支援、要介護認定者数の推計値や、現行の在宅サービス利用状況等を踏まえ、将来的な地域密着型サービスの利用者数の見込みを算出しています。

令和3、4年度は実績値。令和5年度以降は見込み又は計画値です。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## 2 川崎市の整備状況



# 川崎市内の主な地域密着型サービスの施設数

○事業所数(令和7年2月1日時点)

種別	事業所数
小規模多機能型居宅介護	45
看護小規模多機能型居宅介護	23
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30



# 各区の主な地域密着型サービスの施設数

## ○事業所数（令和7年2月1日時点）

### ・南部

サービス	川崎区	幸区
小規模多機能型居宅介護	5	7
看護小規模多機能型居宅介護	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	4

看多機が  
少ない

### ・中部

サービス	中原区	高津区	宮前区
小規模多機能型居宅介護	4	6	9
看護小規模多機能型居宅介護	2	6	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	6	5

看多機の  
整備数に  
バラつき  
がある。

### ・北部

サービス	多摩区	麻生区
小規模多機能型居宅介護	8	6
看護小規模多機能型居宅介護	4	6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	6

多摩区に  
定期巡回が  
ない。

# 地域密着型サービスの開設実績等（第8期～第9期）

	年度	第8期			第9期		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小規模多機能型居宅介護	事業所数	47	47	47	45	47	47
	開設実績	1	2	0	0	2	0
	廃止・転換数	3	2	0	2	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	17	20	21	23	24	26
	開設実績	2	3	1	2	1	2
	廃止数	0	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	24	26	29	31	33	35
	開設実績	2	2	3	2	2	2
	廃止数	0	0	0	0	0	0

※R6年度以降の開設実績は見込値



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

### 3 地域密着型サービスの推進に向けた 取り組みについて

# 地域密着型サービスの取組強化

## ①地域医療介護総合確保基金の活用

- 施設等の整備や、開設準備経費等について、引き続き地域医療介護総合確保基金を活用し、整備を促進するための支援を進めます。

## ②利用者拡大とサービスの質の向上

- 市が主催する事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催など、多様化する住民の生活支援ニーズ等へ対応するため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に対する生活支援コーディネーターの配置を引き続き行います。

## ③広域利用に関する事前同意等の調整

- 地域密着型サービスの有効活用等を図る観点や、地域密着型サービス事業所の広域利用に係る事務負担軽減を図る観点から、神奈川県、隣接市町村等と連携を図り、広域利用に関する事前同意等に向けた調整を進めます。

## ④市有地を活用した整備

- 地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、単一の事業所としては採算性に課題があることから、市有地を活用した整備において、他の地域密着型サービス等との併設とするなど、整備促進に向けた取組を進めます。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した主な支援制度

## ◆ 施設等の整備及び開設準備経費への支援

担当: 高齢者事業推進課 介護基盤係

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
整備費補助	補助対象	建物の工事費
	上限額	1事業所あたり 700万円
開設準備補助	補助対象	備品購入費、開設前の人件費等
	上限額	1事業所あたり 1,660万円
		(看護)小規模多機能型居宅介護
整備費補助	補助対象	建物の工事費
	上限額	1事業所あたり 3,960万円
開設準備補助	補助対象	備品購入費、開設前の人件費等
	上限額	宿泊定員数 × 98.9万円

※地域密着型サービス事業所を併設して開設する場合、整備費は加算により1.05倍されます。  
 ※開設準備補助は、開設日より前の最長6か月間が補助対象期間となります。

## ◆ 共生型サービスの整備への支援(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援します。

※補助上限額: 1事業所あたり 123万円

※上記「施設等の整備費補助」との併用はできません。

## ◆ 介護ロボット等導入支援整備費補助

担当: 高齢者事業推進課 計画推進係

大規模修繕を実施する際に、県で実施する介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業にて対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援します。

※(R6年度 参考)補助基準額: 1床あたり 34.7万円

## ○留意事項

神奈川県基金を財源とし、県の申請受付スケジュールに従って川崎市が補助を実施しています。

補助金の活用を検討されている場合は、早めに川崎市健康福祉局高齢者事業推進課介護基盤係（電話044-200-3471）へ事前相談をお願いします。

※ 詳細は、本市ホームページを御確認ください。

・新規整備の補助金関係⇒【新規開設事業所向け】川崎市公的介護施設等整備費等補助金のご案内について

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170768.html>

\* 令和8年度以降を対象とした補助金活用希望調査を「令和7年6月頃」に実施する予定です  
（本市ホームページ及び介護情報サービスかながわのメール機能によりお知らせ予定）。

・事業者指定関係（開設に関すること）

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-3-0-0-0-0.html>

⇒ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

介護保険法における「**地域支援事業**」の「**包括的支援事業**」の一つとして、平成27年の制度改正により創設(全ての市町村に実施が義務付けられている)

## 【具体的な事業内容】

多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的に以下を実施する。

○**生活支援コーディネーターの配置**(第1層:政令市は行政区、第2層:日常生活圏域)

○**協議体の設置**(第1層:政令市は行政区、第2層:日常生活圏域)

### 川崎市の生活支援コーディネーター配置図

#### 川崎市各区役所地域みまもり支援センター

#### 地域ケア 推進課

#### 第1層生活支援コーディネーター

市内7つの行政区に配置され、地域づくりに取り組んでいます。

#### 第2層生活支援コーディネーター

#### 地域 支援課

市内7つの行政区よりもさらに細かい地域を担当し、地域づくりに取り組んでいます。



市から委託を受けている  
小規模多機能型居宅介護事業所・  
看護小規模多機能型居宅介護事業所に  
生活支援コーディネーターを  
配置しています。

### 【川崎市】

○平成28年度に**地域みまもり支援センターの設置**に合わせて、区の地域力の向上の取組に組み込む形で**生活支援体制整備事業**を開始しました。

○令和元年10月からより小さい地域単位の働きかけを可能とする体制づくりのため、**第2層生活支援コーディネーターを(看護)小規模多機能型居宅介護事業所介護事業所に設置する『小地域における生活支援体制整備事業』**を進めています。



## 1 名称

『小地域における生活支援体制等整備事業』

## 2 法律上の位置づけ

介護保険法に定められている「生活支援体制整備事業」

(川崎市での名称「地域支え合い推進事業」)

## 3 目的

介護サービスの枠を超えて、地域との関係づくりや様々な支援に取り組んでいる介護事業所の活動を支援することで、介護事業所と地域の様々な主体との協働による「地域の生活課題解決」や「閉じこもりの予防」に取り組みます。

## 4 内容

市内の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所に、介護保険事業の横出しで「生活支援コーディネーター」を配置

## 5 配置基準

延べ20時間以上／1週間あたり

担当:健康福祉局地域包括ケア推進室  
044-200-3718



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## 4 その他関連情報

## 令和7年度介護人材の確保と定着の支援に向けた取組について【拡充・新規】

介護人材を取り巻く環境を踏まえ、拡充・新規事業を効果的に構築し、介護人材の確保・定着の支援に向けた取組を推進します。



### 介護職員への家賃補助【拡充】

都市部における高い住居費を踏まえ、市内介護保険サービス事業所等に新規で雇用された市内在住の看護職員等に対し、本人名義の賃貸住宅の家賃の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。

※職種拡充 ⇒ 看護職員、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士



### 介護資格取得者への受講料補助(実務者研修)【拡充】

医療と介護の複合ニーズを有する方が一層多くなることが見込まれることから、予算の拡充を図ります。



### 介護支援専門員の資格更新に係る受講料補助【新規】

市内介護保険サービス事業所等に一定期間継続して就労している介護支援専門員を対象として、資格更新に必要な法定研修受講料を全額補助することで、介護支援専門員の人材確保及び定着を図ります。



### カスタマーハラスメントに係る事業所への支援【新規】※令和7年度より川崎福祉人材バンクにて実施予定

市内の介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所で勤務されている方が、安心して働くことができるよう、相談窓口の設置等を行います。(①相談窓口の設置、②法律相談の窓口設置、③事業所向け研修の実施)



## 介護人材の確保と定着の支援に向けた取組について【既存事業】

本市では、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱として介護人材の確保・定着の支援に向けた取組を推進します。

### 介護資格取得者への受講料補助(初任者研修)

質の高い介護人材を確保するため、介護職員初任者研修の資格取得後、市内介護保険サービス事業所に一定期間継続して就労している方に研修受講料を全額補助します。



### 介護人材マッチング・定着支援事業

未就労者かつ資格未取得者の方を対象として、介護職員初任者研修・入門的研修を取得していただき、長期間の就職につなげるとともに、就業先の施設等に対し研修を実施し、介護人材等の確保、定着、育成を図ります。



### 研修受講時における代替職員の派遣について

市内介護保険サービス事業所に勤務する介護職員等が資質向上を図る研修を受講する際に、代替職員を確保し、事業所へ派遣することで研修を受講しやすい環境を整備します。



### 川崎市福祉人材バンクの取組

福祉や介護の仕事の「無料職業紹介」・「就職相談会」を開催するほか、介護職のイメージアップを図る取組等を行っています。また、メンタルヘルス相談窓口を設置し、介護人材の定着に向けた取組を推進します。



## 介護人材の確保と定着の支援に向けた取組について【既存事業】

### 介護職員によるたんの吸引等研修



医療的ケアが必要な人が増加することが予想されることから、必要な人員の確保に向け、本市では在宅や施設における医療的ケアを行う人員を確保・育成する「たんの吸引等研修」の取組を推進します。

### 訪問看護師養成講習会



川崎市看護協会と連携し、訪問看護に必要な基本的知識や技術の取得を目的とした講習会を開催することで、質の高い訪問看護の提供に加え、専門性を高める取組を推進します。

### 総合研修センターの取組



市内介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等に従事する職員に対して、高齢者、障害者、障害児等に関する必要かつ適切な研修等を実施することにより、職員の資質向上とキャリアアップを支援します。

### 外国人介護人材雇用支援事業



市内の福祉・介護現場に就労予定又は就労している外国人労働者に対し、研修等の必要な支援を行い、外国人労働者の受入を進め、定着を図ります。また、インターンシップ事業を通じて、外国人介護人材の確保を図ります。

## 介護人材の確保と定着の支援に向けた取組について【既存事業】



### 介護ロボット等導入支援事業

介護ロボットの体験会やレンタル、介護ロボット等の使用効果や情報を紹介する研修を通じて、介護ロボットの普及・啓発を進め、業務効率化に向けた取組を推進します。

### 介護ロボット等導入支援整備費補助金

大規模修繕を実施する際に、県で実施する介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業にて対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援します。

※令和7年度に関して昨年5月下旬の補助金活用希望調査を基に予算調整済となっています。

### スケッターの活用促進について



株式会社プラスロボとの連携協力に基づき、市内介護保険サービス事業所の人手不足解消及び若者を中心とした介護人材のすそ野の拡大を目的とした取組を推進します。

以上の事業実施については、令和7年第1回川崎市議会定例会において、承認が得られることが必要となります。

拡充・新規事業の詳細については、本市ホームページを通じて、お知らせをいたします。

また、本市ホームページの準備が整い次第、「介護情報サービスかながわ」のメール機能を通じて、市内介護保険サービス事業所の皆様へご案内をいたします。



# 第10期「かわさき健幸福寿プロジェクト」のご案内

かわさき健幸福寿プロジェクトは、**介護が必要になっても、「こんな生活を送りたい」という目標を持って、介護サービス事業所と一緒に、その達成に向け、要介護状態の「改善」や「維持」を目指す**ことを目的としています。

## ■ 参加資格 ■

- 【利用者】要介護1～5の認定を受けている方で  
川崎市の介護保険被保険者証をお持ちの方
- 【事業所】市内に所在する**全ての指定介護保険事業所**

## ■ 参加方法 ■

ケアに関わる事業所でチームを結成し、代表の事業所を決め、市ホームページから申し込みをしてください。（詳細は右の二次元コードから）  
参加申し込み後は、利用者の目標達成に向けて、サービスを提供してください。  
※報告書等の提出はありません。

## ■ 評価指標 ■

要介護度、ADL（7月1日時点と比較して翌年6月30日時点での改善・維持を評価）

## ■ インセンティブ（事業所） ■

- ・報奨金5万円程度や市長表彰（要介護度等の改善があった場合）
- ・成果を上げたことを示す認証シールの交付、市ホームページ等への掲載 など



4月以降、  
受付を開始します！



お問い合わせ  
高齢者事業推進課  
☎200-2454

# 【川崎市小規模多機能型事業者連絡会】のご案内

市内事業者が会員となり、連絡会や研修などを行っています。

- ・ 事務局 ひつじ雲(特定非営利活動法人 楽)  
工藤 様
- ・ 連絡先 044-522-4910
- ・ 活動内容(過去一例・不定期開催)
  - ①連絡会開催(総会含む)
  - ②研修会の開催
  - ③エリアを南北に分けた連絡会の開催(ディスカッション、課題共有等)
  - ④部会の活動(ケアマネジャー、看護小規模多機能型居宅介護)

担当部署:川崎市健康福祉局高齢者事業推進課事業者指導係  
連絡先:044-200-0445



最後に・・・

「地域居住の実現」に向けた地域密着型サービスの整備促進



しかし、新規整備の伸び悩みの状況、廃業等の増加



整備を促進しつつ、事業所の「**存続**」も考慮しなければならない



行政として、どのように介護基盤を整備していくのか。

⇒より一層の課題等の収集、皆様との情報共有が必須